

# みどりの基本条例

## (解説)

### 目 次

令和3年（2021年）4月改正の概要.....	1
みどりの基本条例	
前文.....	2
第1条～第3条.....	3
第4条・第5条.....	4
第6条～第8条.....	5
第9条.....	6
第10条～第12条.....	7
第13条～第16条.....	8
第17条～第18条.....	9
第19条～第20条.....	10
第21条.....	11
第22条.....	12
第23条～第25条.....	13
附則.....	14

令和3年4月

横須賀市環境政策部自然環境共生課

## 令和3年（2021年）4月改正の概要

### 1 改正の背景

みどりの基本条例第23条の規定に基づき、「横須賀市環境審議会」に条例の見直しについて諮詢したところ、緑化推進の目的の明確化と、平成29年の都市公園法等の改正への対応を図る必要がある旨の答申を得た。

この答申に基づき、まちづくりにおける都市公園の活用を一層進める「都市公園のパークマネジメント」に関する視点を追記するため、条例を改正した。

### 2 改正概要

#### （1）緑化推進の目的の明確化（第13条関係）

- ・第13条を公共施設の緑化に特化し、その目的を定める。

#### （2）公園等の活用の推進（第14条関係・追加／新設）

- ・平成29年の都市公園法等の改正趣旨を踏まえ、都市公園等の利活用を促進するため、公園等のメンテナンスなどの維持管理、マネジメントなどの運営管理を施設の特性に応じて適切に行う旨の規定を追加。

### 3 施行期日

- ・令和3年4月1日

## みどりの基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 みどりの基本計画（第9条・第10条）

第3章 みどりの保全及び創出のための基本的事項（第11条—第17条）

第4章 みどりの保全及び創出のための施策（第18条—第23条）

第5章 雜則（第24条・第25条）

#### 附則

本市は、三方を海に囲まれるとともに丘陵や斜面などのみどりにも恵まれ、この自然環境が本市の大きな魅力となっています。しかし、都市化の進行に伴って、かつてあった豊かなみどりが減少しており、その保全と創出の必要性が高まっています。

みどりは、地球環境の維持にとって重要であるとともに、自然環境の核となり、人を含む多くの生物の生命を支える基盤を形成するものです。さらに、自然とのふれあいの場や人々の交流の場の提供、美しい景観の形成、土砂流出の防止などの防災面における貢献等を通じて、私たちに心の安らぎや健康を与えています。このように、私たちは生きていくうえで、みどりから限りない恩恵を享受しています。

私たちは、かけがえのないみどりの重要性を認識し、自らの手でみどりを守り、つくり、育て、活かすために、それぞれの立場で協力し合い、みどり豊かな自然と調和し、そのみどりと親しむことのできる「みどりの中の都市」の実現を目指すとともに、みどりを将来の世代に継承するために、この条例を制定します。

#### 【趣旨】

本市において「みどり」は、海とともに自然環境の重要な要素であり、私たちの生活にも心の安らぎや健康など多くの恩恵を与えています。また、地球温暖化対策や生物多様性の保全など様々な側面からも、「みどり」の重要性が高まっています。しかし、近年の都市化により「みどり」の減少が進み、その保全と創出が必要となっています。

こうした背景を踏まえ本市では、私たち各自が協力し合って、「みどり豊かな都市づくり」を目指すとともに、大切な「みどり」を将来に残すために本条例を制定することとし、前文でその意思を表明しました。

なお、平成28年の条例改正において、「みどり」を活用し、より多くの方に「みどり」に親しんでいただく旨の文言を明記し、より積極的に「みどり」に関わる姿勢を示しています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市におけるみどりの保全及び創出について基本理念を定め、市民、土地所有者等、事業者及び市の責務を明らかにし、並びにみどりの保全及び創出に関する基本的な事項を定めることにより、みどり豊かな都市の実現とみどりの将来の世代への継承を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条例の目的は、本市の「みどりの保全と創出」に関する基本的な事項を定め、市民、土地所有者等、事業者及び市がそれぞれの責務を果たすことによって、市民の皆さんが、豊かな「みどり」の恵みを将来にわたって享受し、健康で文化的な生活を送ることが出来るようとするためのものです。

### (他の条例との整合)

第2条 市は、この条例が本市のみどりに関する政策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、この条例に関係し、かつ、基本事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとする。

### 【趣旨】

本条例は、本市の「みどり」に関する政策を進める上で、基本的位置を占めるものです。なお、本条例に関係する基本条例には、「環境基本条例」や「土地利用基本条例」などがあります。そこで、本条例の運用にあたっては、これらの関係する条例と齟齬が生じないよう、相互に整合・調整を図る必要があります。

### (定義)

第3条 この条例において「みどり」とは、樹木、草花等の植物並びに樹林地（樹木がまとまって生育している一団の土地をいう。以下同じ。）、草地、水辺地、田畠等の土地及び空間が単独又は一体となって良好な自然的環境及び自然的景観を形成しているオープンスペース並びに公園、広場、街路樹、民有地の庭等をいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、市内の土地について所有権その他の権原を有する者をいう。

### 【趣旨】

一般的に「緑」と表記すると、「樹木や草花などの植物」として捉える場面が多くみられます。しかし、本条例は、これらの「植物」等に加え、人々の健康的で安全・安心かつ文化的な生活に欠くことのできない「樹林地、草地、水辺地、田畠等の自然的環境や自然的景観と一体となったオープンスペース」などの空間や、「公園や街路樹などの公共施設から民有地の庭」などの、所有形態を問わず対象とし、それらを総称し、「みどり」と定義しています。

また、「土地所有者等」とは、市内の在住を問わず、市内の土地について所有権その他の権利を有する者としています。

## (基本理念)

第4条 みどりの保全及び創出は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) みどりは、すべての人にとってかけがえのない存在であり、将来にわたって継承すべきものとの認識に立つこと。
- (2) みどりは、多様な生物が生息し、生育し、及び繁殖する場所であることに配慮すること。
- (3) 市民、土地所有者等、事業者及び市がそれぞれの責務を自覚して、適切な役割分担及び協働を行うこと。
- (4) 土地所有者等の権利を尊重するとともに、公共の福祉との適切な調和を図ること。

### 【趣旨】

本市の「みどり」は、地球環境の保全や、自然環境を良好に保つだけでなく、市民の暮らしにおいても、快適で豊かな生活の場を提供するとともに、「横須賀市の都市イメージ」の向上にも貢献しています。こうしたことから、「みどりはすべての人にとってかけがえのない存在」との認識に立ち、「みどり」を将来に向けて保全、創出し、引き継いでいくという認識に立つ必要があります。

また、「みどり」は自然環境と一体となって多くの生き物たちが生きる生態系を形成しています。過去に入々は「みどり」とともに生活していましたが、近代化によって「みどり」を減少させてきました。そこで、今後は多様な生物が生息・生育・繁殖するための「みどり」の大切さに配慮していく必要があります。

そして、市民・土地所有者等・事業者・市が、それぞれの役割を自覚し、分担や協働により、「みどり」を守り、つくり、再生し、育てながら、活かしていく必要があります。

また、「みどりの保全と創出」においては、土地所有者等の所有権や、その他の権利を尊重し、不当にこれらの権利を侵害することがないように留意するとともに、これらの権利が他者の安全や健康などと、適切な調和を図る必要があります。

## (市民の責務)

第5条 市民は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）に基づき、所有し、又は管理する土地又は施設において樹木、草花等を植栽し、又は維持するなど、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

### 【趣旨】

第5条から第8条までは、市民・土地所有者等・事業者・市の責務について規定しています。

市民の責務は、「みどりの保全と創出」において、自ら積極的に取り組み、市が行う施策への協力に努めるとともに、特に、各自が所有・管理する土地や建築物などの施設において、樹木や草花などを植栽し、それらの「みどり」を維持するなどの取り組みを行う必要があるとしています。

### (土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念に基づき、所有し、又は権原を有する土地における樹林地等が土砂流出、倒木その他の災害を起こすことのないように、自らの責任においてみどりを適切な状態に維持管理し、かつ、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

#### 【趣旨】

土地所有者等の責務として、所有し管理等する土地において、「みどりの保全と創出」に自ら積極的に取り組み、市が行う施策への協力に努めるとともに、特に、所有等する土地の樹林地等で、土砂流出、倒木その他の災害を起こすことのないよう、防災面から安全な状態に維持し、かつ、周辺住民等にとって迷惑な状態とならないように、適切に維持管理する必要があるとしています。

### (事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、地域のみどり豊かな環境が確保されるような社会貢献を行うなど、みどりの保全及び創出に自ら積極的に取り組むとともに、市の施策に協力するように努めなければならない。

#### 【趣旨】

事業者の責務として、事業活動を実施するに当たって「みどりの保全と創出」に自ら積極的に取り組み、市が行う施策への協力に努めるとともに、特に、地域が「みどり豊かな環境」となるような活動などの社会貢献を行っていく必要があるとしています。

### (市の責務)

第8条 市は、基本理念に基づき、みどりの保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、土地所有者等及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を尊重するとともに、市民等が参画できるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、みどりの保全及び創出について市民等の意識の啓発を図るよう努めるものとする。
- 4 市は、みどりの保全及び創出のため、必要に応じて国及び他の地方公共団体との連携及び協力をを行うよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

市の責務として、本条例の基本理念に基づき、「みどりの保全と創出」に関する取り組みを、総合的かつ計画的に実施することとしています。

また、施策の実施においては、市民等の意見を聴き、市民等が「みどり」に関する取り組みに参画できるような環境を整えるとともに、「みどり」の大切さや、取り組みの必要性を広く伝えるなど、市民意識を高めるための広報・周知・啓発等を図るように努めるとしています。

さらに、「みどりの保全と創出」には、本市だけではなく、必要に応じて国や他の地方公共団体と連携し協力することで、より広域的かつ効果的な取り組みとなるように努めるとしています。

## 第2章 みどりの基本計画

### (みどりの基本計画の策定)

第9条 市長は、みどりの保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、みどりの保全及び創出に関する基本計画（以下「みどりの基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、みどりの基本計画の策定を行うに当たっては、法第4条第3項に規定する計画のほか、次に掲げる計画との調整を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならない。

(1) 環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）第9条第1項に規定する横須賀市環境基本計画

(2) その他本市のみどりに関する基本的な計画

3 みどりの基本計画には、次に掲げる事項を定める。

(1) みどりの保全及び創出についての目標

(2) みどりの保全及び創出についての施策に関する事項

(3) 法第4条第2項（第1号及び第2号を除く。）に規定する事項

4 市長は、みどりの基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、環境基本条例**第24条第1項**に規定する横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞くものとする。

5 市長は、みどりの基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

### 【趣旨】

都市緑地法第4条第1項では、「市町村は、(中略)緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。」とありますが、計画の策定を義務付けたものではありません。このため本条例で、「みどりの基本計画」を策定することを明らかにするとともに、同計画で位置づける必要事項を規定しました。

なお、「みどりの基本計画」の策定に当たっては、法第4条第3項に規定された「横須賀市総合計画(基本構想及び基本計画)」、「横須賀市都市計画マスターplan」、「横須賀市景観計画」の3計画だけでなく、「横須賀市環境基本計画」や、その他の関連する市の計画と整合・調整を図るとともに、「横須賀市環境審議会」において意見を聞く(=諮問)ことが適当であるとしています。

### 【参考】環境基本条例(抜粋)

#### 第4章 環境審議会

**第24条** 環境の保全及び創造に関する基本的事項その他必要な事項について調査審議するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関する事項。

(2) 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

(以下、略)

(みどりの基本計画に基づく施策の実施等)

第10条 市長は、みどりの基本計画に定める施策を実施するときは、前条第2項に規定する各計画との調整及び連携を図るものとする。

2 市長は、みどりの基本計画に定める施策の実施に当たって必要があると認めるときは、審議会に意見を求めることができる。

【趣旨】

「みどりの基本計画」に位置付けた施策の実施においては、前条第2項に定められた各計画と調整・連携を図りながら進めることとしています。

また、前条では「みどりの基本計画」策定時に「横須賀市環境審議会」へ意見を聴く(=諮問)ことを規定していますが、施策等の実施においては、必要に応じて「同審議会」に意見を求めることがあります。

### 第3章 みどりの保全及び創出のための基本的事項

(みどりの保全及び創出のための制度の整備及び施策の実施)

第11条 市は、みどりの保全及び創出のために必要な制度を整備し、及びその他の施策を実施するものとする。

【趣旨】

本市ではこれまでに「指定緑地保全制度」や「土地利用時の緑地保全・緑化誘導」等、「みどりの保全と創出」に取り組んできましたが、引き続き各種制度の整備や施策の実現等について検討・整備し、実施することとしています。

(みどりの量及び質の確保)

第12条 市は、みどりの保全及び創出に関する制度の整備、施策の実施、調査、研究等を行うに当たっては、みどりの量を増加させるとともに、みどりの快適性、景観、利用及び活用並びに防災に対する配慮の重要性等のみどりの質の向上及びその継続を図るよう努めるものとする。

【趣旨】

「みどりの保全と創出」に関する施策の実施等においては、「みどりの量」を増加させるだけでなく、「みどりの快適性や景観、利活用、防災に対する配慮」など「みどりの質」も向上させ、その状態を継続させることが重要です。そこで、施策の実施等においては、「みどりの量と質」の両面において確保し、継続させていくことに努めています。

### (施設の緑化の推進)

**第13条** 市は、みどり豊かな都市の実現を図るために、公園、道路、港湾その他の公共施設における緑化を推進するものとする。

#### 【趣旨】

市は、みどり豊かな都市の実現を目的として、公園や道路、港湾その他の公共施設において、施設の緑化を推進するものとしています。公共施設は、市の施設に限らず、国や県の施設も含まれます。

### (公園等の活用の推進)

**第14条** 市は、市民の心身の健康増進、人々の交流促進及び活気あふれるまちづくりのために、公園等について、施設の特性に応じ適切な維持管理、運営管理及び整備を推進するものとする。

#### 【趣旨】

人口減少や少子高齢などの社会的要因や、施設の老朽化などの状況変化を踏まえた対応として、適切に施設の維持管理を行うとともに、積極的なマネジメントを通じて、まちづくりにおける都市公園の活用を一層進めるものとしています。

都市公園におけるマネジメントとは、平成29年の都市公園法や都市緑地法などの改正を受け、民間活力の導入や、公園内に保育所やカフェスペースの設置が可能になったため、各施設の特性に応じて市民や地域に還元できる公園運営を行っていくことを想定しています。

### (市民等への支援)

**第15条** 市は、市民等に対して、みどりの保全及び創出のために必要な支援を行うことができる。

#### 【趣旨】

「みどりの保全と創出」に当たっては、市民等(市民、土地所有者等、事業者)の自発的かつ積極的な活動が不可欠となることから、市は必要に応じて、「みどりに関する活動」に携わる市民等に対する支援を行うことができるとしています。

### (調査の実施等)

**第16条** 市は、みどりの状況を把握するために必要な調査、研究等を適宜行い、みどりの保全及び創出に関する施策に反映させるものとする。

#### 【趣旨】

「みどりの保全と創出」に関する施策を実施するに当たっては、その効果を検証しつつ、適切に行う必要があります。そのために必要なみどりの状況把握調査や、施策に関する研究等を適切に実施し、その成果を施策に反映させることとしています。

(市民等への情報の発信)

第17条 市は、市民等がみどりに親しむこと及びみどりを活かすことを促進するために必要な情報を発信するものとする。

【趣旨】

「みどり」に関する情報を市が積極的に発信することにより、市民等が「みどり」に親しみ、そして、「みどり」を活かすことを促進することとしています。

## 第4章 みどりの保全及び創出のための施策

(市街化区域内における樹林地の保全支援)

第18条 市は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域をいう。以下同じ。）における樹林地の保全を希望する土地所有者を支援するための制度を設けることができる。

【趣旨】

第18条から第22条までは、「みどりの保全と創出」に関する各種制度や施策を規定しています。

本条は、市街化区域内に存在する樹林地を、土地所有者の方に持ち続けていただきながら保全していくための制度を規定しています。本制度は、保全の意志を持った樹林地の土地所有者からの申し出により、市と土地所有者が保全に関する契約を締結することで、土地所有者に対し支援（樹林地保全支援金の交付）を行うものです。

なお、本制度は平成22年度まで、「指定緑地保全制度」（根拠：「緑地条例」[平成23年4月1日廃止]、「横須賀市指定緑地等保全要綱」[同廃止]）として実施していた制度を、本条例に基づく制度に移行させたものです。

参考：「横須賀市みどりの基本計画」P.99 《No.24》市街化区域内樹林地保全支援制度

【制度概要】

(1) 対象・契約期間等

①対象地：市街化区域内の500m<sup>2</sup>以上の樹林地

②対象者：原則として個人所有者。ただし、「都市計画法に基づく地区計画」又は、「都市緑地法に基づく緑地協定」で明確に保全を位置付けている「樹林地」の法人所有者は対象とする。

③契約期間：5年間。契約期間の満了後は、更新が可能。

(2) 支援概要等

①支援金交付：支援金額[円]=(固定資産税[円]+都市計画税[円])×3+対象面積[m<sup>2</sup>]×2[円/m<sup>2</sup>]

※ その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

②助言：契約者は、樹林地の保全のための管理行為、施設整備その他の事項について、助言を受けることができる。

## (自然林の保全)

**第19条** 市は、市内に存在する自然状態の樹林を保全するための制度を設けることができる。

### 【趣旨】

市域の植生を調査した「よこすかの植生」(平成12年度)によって、自然林(自然植生)が存在する(主に13地区)ことがわかつています。その自然林を保全するための制度を設けることができるとしています。

なお、本制度では当該地区の中でも特に民有地(主に社寺林)の土地所有者のご協力を得ながら、自然林を守ることを目的としています。(保全契約実績:住吉神社、大松寺、三浦正八幡宮)

参考:「横須賀市みどりの基本計画」P.94 《No.14》自然林保全制度

## (みどりの寄附)

**第20条** 市は、良好なみどりを保全するため、土地所有者からの樹林地等の寄附を受けるための制度を設けることができる。

### 【趣旨】

良好なみどりを保全するために、市が樹林地等の「みどり」を寄附受納するための制度を設けることができるとしています。なお、本制度は平成22年度まで、樹林地等を公園として寄附受納する際の「傾斜地山林受納基準」に基づき行っていた手続きを、本条例に基づく制度として体系化したものです。

参考:「横須賀市みどりの基本計画」P.100 《No.25》みどりの寄附制度

### 【制度の目的】

土地利用等によって「みどり」が失われる可能性の高い樹林地等において、特に良好なみどりの保全を行うため、公共施設として良好に維持管理が可能と認められる場合に限り、土地所有者から樹林地等の寄附を受け付け、用地を取得して将来へみどりを残していくことを目的とした制度です。

寄附により取得した樹林地等は、原則、都市公園法に基づく施設として、樹林地等の保全を主体とした維持管理に努めます。

### 【制度概要】

#### (1)受納対象

①対象地:市街化区域内の500m<sup>2</sup>以上の樹林地

(ただし、下記のア～ウにおいては受納対象とし、面積要件は設けない)

ア.「公開利用が可能」な樹林地

イ.「都市公園」に接し、連続性のある樹林地

ウ.「近郊緑地特別保全地区」内の樹林地

#### (2)受納に必要なその他の要件等

①市街地等に接して容易に土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること

②周辺地との関連において環境の保全上、公有地として取得して管理する必要性があること

- ③敷地境界が確定していること
- ④公道等に接していて、その箇所から樹林地内を安全に移動でき、管理行為が確実に行えること
- ⑤防災施設や維持管理に必要な施設が整備されていること

(民有地の緑化支援)

**第21条** 市は、市街地の民有地における緑化を推進するため、市民等に必要な支援を行うことができる。

**【趣旨】**

人々が住みやすい良好な市街地環境の形成や、ヒートアイランド対策、地球温暖化防止などを目的として、市街地の緑化を推進する必要があります。そこで、市街地の民有地を対象とした緑化支援を行うことができるとしています。

なお、本制度は民有地(住宅、事業所等)における道路面緑化、駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化及び緑化施設整備計画認定制度において認定された緑化施設に対し、補助金の交付を行うもので

す。

参考:「横須賀市みどりの基本計画」P.110 《No.44》民有地緑化支援制度

**【制度概要】**

(1) 対象

- ①横須賀市内に住宅を所有し自ら居住する人
  - ②横須賀市内に事業所(店舗、事務所、工場等)を所有又は管理する人
- ※市街化調整区域及び風致地区は対象外。

(2) 緑化メニュー

①道路面緑化(庭などに樹木を植える、生け垣を作る)

ア 条件 植栽場所が不特定多数の人が通行する道路から容易に見えること。

道路面から6m以内の場所に、高木又は中木は1本以上、低木は4本以上を植栽

イ 補助額 自ら植栽(販売店で苗木を購入し植栽) 上限5万円

緑化工事(業者による緑化工事等) 上限8万円

②駐車場緑化(駐車場に補助材を使用し、芝などを植える)

ア 条件 不特定多数の人が通行する道路から容易に見える駐車場であること。

道路面から6m以内であり、駐車スペース1台あたり、地被植物等で5m<sup>2</sup>以上を緑化

イ 補助額 自ら施工 上限4万円

業者による施工 上限 10 万円

③壁面緑化(壁に補助材を使用し、ツル性植物などで覆う)

ア 条件 不特定多数の人が通行する道路から容易に見える壁面であること。

壁面緑化用の資材で5m<sup>2</sup>以上を緑化

イ 補助額 上限 20 万円

④屋上緑化(屋上庭園などをつくり公開する)

ア 条件 一般に公開される屋上であること。

樹木や地被植物等で5m<sup>2</sup>以上を緑化

イ 補助額 上限 20 万円

## (制度の活用)

**第22条** 市は、みどりの保全及び創出により、みどり豊かな市街地の形成、地域の良好な環境の確保及びみどりの市民の利用への提供を図り、並びに市街地における限られた空間を効果的に利用した市民等による自主的な緑化の取組みを促進するため、法に規定する都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する各制度の活用に努めるものとする。

### 【趣旨】

本市が今後、「都市緑地法」に規定された緑化推進に関する制度の内、未運用の制度の活用に努めていくことについて規定しています。

#### <主な未運用制度>

参考:「横須賀市みどりの基本計画」

P.89 《No.6》緑地保全地域及び特別緑地保全地区制度の導入に向けた検討

P.112 《No.48》都市緑地法に規定された緑化の推進に関する 未運用制度導入の検討

#### (1) 「緑地保全制度」(法第5条)

比較的大規模な緑地において、一定の土地利用との調和を図りながら、比較的緩やかな規制により、みどりを保全する制度

#### (2) 「特別緑地保全地区制度」(法第 12 条)

都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為等、一定の行為制限により、現状凍結的に保全する制度

#### (3) 「地区計画等の区域内における緑化率規制」(法第 20 条)

条例を定めることにより、地区計画等で定められた緑化率を、緑化地域同様に建築物の緑化規制とする制度

#### (4) 「緑化地域制度」(法第 34 条)

みどりが不足している市街地において、建築時に敷地面積の一定率以上の緑化を義務付ける制度  
本条は、「都市緑地法」に規定する都市における緑地の保全等に関する制度の活用に努めるため、4つの制度を各号に掲げていましたが、緑化推進に関する他の制度についても積極的な活用が可能となるよう、条例改正により、条文を改めています。

なお、条例改正により、条文を削除した第 18 条(市民協働による樹林地の保全)については、本条に基づく制度の活用等、代替の施策に取り組むことや「横須賀市みどりの基本計画」に位置づけた重点施策(民有樹林地の保全手法の検討)の中で検討を進めるものとしています。

## (その他の施策等)

**第23条** 市は、第18条から前条までに規定するもののほか、みどりの保全及び創出のために必要な制度を設け、措置を講じ、又は支援を行うことができる。

### 【趣旨】

市は、第 18 条から第 22 条に規定した制度以外にも、「みどりの基本計画」に掲げた制度や施策を等の措置を講じることができます。

## 第5章 雜則

### (この条例の見直し)

第24条 この条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価した上で、この条例施行後6年以内に見直しを行うものとし、以後5年ごとに見直しを行うものとする。

#### 【趣旨】

本条例は、施行後も様々な課題や状況に対応するとともに、条例の実効性を高めることを目的として、条例施行後6年以内に見直しを行い、以後5年ごとに見直しを行うことを規定しています。なお、当初の見直し期間を「6年」とした理由は、関連計画の施策実施状況や関連計画の見直し内容との整合や調整を図るために、必要な期間を考慮したためです。

参考:関連計画の見直し時期

- ・横須賀市みどりの基本計画 現計画の計画期間:平成28年度～令和7年度
- ・横須賀市環境基本計画2030 現計画の計画期間:令和4年度～令和11年度

### (その他の事項)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 【趣旨】

本条例の施行に関する必要な事項は、市長が別途要綱等を定めることとしています。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

### 【趣旨】

この条例の施行日を平成23年4月1日からとしています。

(関係条例の廃止)

2 緑地条例（昭和47年横須賀市条例第25号）は、廃止する。

### 【趣旨】

本条例の施行に伴い、「緑地条例」を廃止することとしています。

(経過規定)

3 この条例施行の際現に法第4条第1項の規定により定められている基本計画は、第9条第1項の規定により策定されたみどりの基本計画とみなす。

### 【趣旨】

「横須賀市みどりの基本計画」（平成22年3月）の見直しに当たっては、「横須賀市緑の基本計画見直し検討委員会（市民・学識経験者・行政で構成）」における検討や、市議会への報告、パブリック・コメント手続き、市民説明会の開催等を経ていることから、本条例の規定により策定された計画とみなしています。

4 附則第2項の規定による廃止前の緑地条例第4条の規定によりなされた緑地等の指定の取扱いについては、なお従前の例による。

### 【趣旨】

廃止された「緑地条例」に基づく「指定緑地保全制度」によって既に指定を受けている緑地等については、「同条例」に基づく要綱で定めた指定期間に限り有効となります。

## 附 則（平成24年1月25日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則（平成28年3月30日条例第24号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則（令和3年3月4日条例第14号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### お問い合わせ先

横須賀市環境政策部自然環境共生課

電話：046-822-9553 E-mail: ne-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp